

教育委員会会議録〔詳細〕は、市役所 1 号館 2 階の市政資料室で公開しています。

.....

佐 倉 市 教 育 委 員 会 会 議 録 [会議概要]

令和 7 年 3 月教育委員会会議：定例会

期 日 令和 7 年 3 月 1 2 日（水） 開会 午後 2 時 0 0 分
閉会 午後 3 時 1 0 分

会 場 1 号館 3 階会議室

出席委員 圓城寺一雄 教育長 菅谷 義範 委員
柴内 靖 委員 清水 弥生 委員

傍 聴 者 0 名

出席職員	教 育 長 圓城寺一雄(再掲)	教 育 部 長 緑川 義徳
	教育部参事(学務課長事務取扱) 村上 武宏	教育部参事(指導課長事務取扱) 榎本 泰之
	教育総務課長 宮崎由美子	教育センター所長 神成 裕尊
	社会教育課長 舎人 樹央	佐倉図書館長 利光 尚
	教育総務課施設班長 新川 ゆか	教育総務課企画財務班長 伊藤 浩司
事 務 局	教育総務課教育総務班長 千々岩和代	教育総務課教育総務班 小高 純

〈 会議概要 〉

1 教育長開会宣言

2 報告事項

① 教育長より 3 件報告

諸般の報告について 3 点申し上げる。卒業式及び卒園式、校長の目標申告面談、夢咲くら館（佐倉図書館）の臨時休館の 3 点について。

まず、1 点目の卒業式、卒園式について。中学校の卒業式は、昨日 3 月 11 日に実施し、各委員の皆様方にも出席いただいた。式は滞りなく終了したと報告を受けている。なお、今年の中学校の卒業生は、1,375 人であった。小学校の卒業式は、3 月 14 日と 18 日、また佐倉幼稚園の卒園式は 3 月 18 日を予定している。なお、今年の小学校の卒業生は 1,348 人であった。佐倉幼稚園の卒園児は 1 人となっている。

2 点目は、校長の目標申告面接について。2 月 28 日と 3 月 7 日に今年度の

成果と課題について最終申告を行う校長面接を実施した。各学校では、教育計画に従い、学校教育目標の実現に向けた教育活動が展開されており、最後のまとめの時期に進んでいることを確認した。また、各校長から上がる課題としては、不登校、人材育成、学力向上、指導力向上が大変多く、これらへの課題対応としては、校内組織を生かして、一人で抱えることなく、チームとして組織的に課題改善に取り組んでいる状況が報告された。また、不祥事防止に向けては、報告、連絡、相談、確認の体制を確立し、職員の心理的安全性が確保される職場風土の醸成に注力している校長が多いことも印象に残った。

3点目は、夢咲くら館（佐倉図書館）の臨時休館について。まず、経過から報告する。2月20日、職員から異臭がするとの報告があったため、図書館・子育て交流フロア、地下1階のトイレ内の床下ピットの出入口から床下を確認したところ、汚水等がたまっていることを確認した。翌21日、図書館・子育て交流フロアのトイレ及び託児室の利用を取りやめ、復旧作業の準備と利用者の安全を優先し、2月22日からの臨時休館を決定した。事業者と施設整備の担当である施設保全課において、復旧作業の方法及び工程を検討した上、2月28日から養生作業、3月3日から汚水等の除去作業を開始した。3月5日にはドライピット内にある汚水排水管に破損を確認し、6日には破損部分の撤去及び汚水等除去の作業効率を上げるため、仮復旧を実施した。8日には、汚水等の除去は完了している。

次に、今後の対応について。今週中にドライピット内の清掃、消毒及び乾燥を完了し、15日から夢咲くら館の1階、2階フロアのみ使用を開始する。なお、3月中に図書館・子育て交流センターフロアを含め、夢咲くら館全てを使用開始できるよう、館内の安全確認を徹底していく。また、汚水管の破損となった原因については、事業者による説明を受け、記者会見を予定しているが、引き続き資産経営部をはじめ各部と連携しながら、発生要因の分析を進めていく。

② 市民大学の卒業式等について【社会教育課長】

令和6年度に開催された市民大学の卒業式について報告する。

資料、令和6年度市民大学の卒業式等について。中央公民館の佐倉市民カレッジは、2月8日、志津公民館のしづ市民大学は12月14日に卒業式を終了した。なお、根郷公民館の根郷寿大学は3月21日に開催予定である。

日程の詳細や卒業生の数は資料のとおり。

また、各市民大学では令和7年度に向けて、入学案内等を開始している。次年度に向けての欄に募集の時期や人員数などを記載した。今後も、市民大学では学習内容を工夫しながら、様々な学習を通し、仲間づくりと地域活動へ積極的に参加できる人材が育つよう努めてまいりたい。なお、3月15日から募集開始だが、資料配布は一部開始している。

③ いじめの状況について【指導課長】

いじめの状況について報告する。2月末日のいじめの認知件数は、小学校が467件、中学校が328件の合計795件。2月の新たな認知件数は、小学校が27件、中学校が13件で、合計40件である。来年度に向けて、いじめを

含む配慮を要する子どもたちについては、小中連絡会や学年間の引継ぎ等を確実に行うよう、全小中学校へ指示していく。

④ 感染症の状況について【指導課長】

感染症の状況について報告する。2月15日から3月7日までの報告となる。インフルエンザが40名、新型コロナウイルス感染症が34名、水痘が12名、流行性角結膜炎が6名、感染性胃腸炎が5名、溶連菌感染症が3名、マイコプラズマ肺炎2名、流行性耳下腺炎が1名となっている。この間、小学校1校でインフルエンザによる学級閉鎖があった。中学校については、昨日卒業式を無事に終えたが、小学校についてはこれから控えているので、引き続き基本的な感染症対策を講じるよう指示していく。

《委員から報告》

感染症の追加報告をする。

印旛市郡医師会内での定点当たりの報告。第10週、3月3日から3月9日、先週だが、インフルエンザが大分減って定点当たり1.46。1を切れば流行期を脱するというので、もう少しだと思う。その前の第9週、2月24日から3月2日は定点当たり1.71、その前の週の第8週、2月17日から2月23日は2.46なので、徐々にというか確実に減ってはきている。ただ、新型コロナウイルス感染症が先週第10週、3月3日から3月9日がまだ6.04ある。その前の週の第9週、2月24日から3月2日が6.79なので、ほぼ横ばい、もう一つ前の週の第8週、2月17日から2月23日、これが7.92あったので、最近の三、四週間の中ではここがピーク。こちらでも徐々に減ってきているが、これから減るのか、まだ微増するのか、何とも言えないので、様子を見ていただきたい。卒業式があったので、学内での流行は抑えられるのではないかなと思うが、在校生が残っており、小学生はまだそのままなので、引き続き気をつけていただきたい。

感染性胃腸炎について、今の報告では5名ということだったが、結構増えていて、テレビのニュースでも大分増えているという話だが、確かに第10週、先週3月3日から3月9日が定点当たり18ある。つまり、新型コロナウイルス感染症の3倍は出ている。その前の第9週、2月24日から3月2日が16.56、その前の週は第8週、2月17日から2月23日、18.88なので、一回ここで下がって少なくなって、また再び増えてきたということ。感染性胃腸炎も第8週、2月17日から2月23日がこの数週間でピークだったので、若干減ったが、先々週より先週のほうが感染性胃腸炎は増えているので、こちらも引き続き注意をしていただきたい。感染性胃腸炎の場合は、汚物の処理が一番大事なので、もし学校で起こった場合は必ず手袋、ガウン着用の上、消毒をして次亜塩素酸の入った洗剤で掃除をするというふうにしていただければと思う。ほかの感染症は目立ったものはない。

3 議決事項

議案第1号 第3次佐倉教育ビジョン中期推進計画の改訂について
教育総務課長より上程議案の説明

内容：本議案については、前回2月の定例教育委員会会議において協議いただ

いたものである。添付のA3判の資料。前回会議での修正、検討を要する意見と、それに対する対応をまとめてある。主な点を説明する。

資料の一覧のナンバー2、理科・科学教育の推進の文言については、いただいた意見のとおり「1部会理科研究部」を「印旛地区教育研究会第1部会研究部」に修正した。

ナンバー4と5、通学路の安全確保に対していただいた意見のうち文言修正については、指摘のとおり修正したが、取組指標については児童生徒の登下校の安全を確保するために、大きな役割を担っていただいているスクールガードボランティアの人数を把握し、減少傾向にある状況を踏まえ、それを改善するための取組につながる指標として活用してまいりたいため、現状のままとさせていただきたい。

ナンバー6の安心して学校に通える環境を提供しますの項目の今後の方向性の記載について、指摘のとおり「奨学資金補助金」といった具体の文言はないが、「子どもの貧困の問題に関し、教育に係る負担の軽減を図る」と、この章における大きな方向性を示した上で、具体の施策として奨学資金補助金や教育に係る保護者負担の軽減を掲載しているので、指摘の部分はこのままの整理とさせていただきたい。

裏面、ナンバー7の図書館における生涯学習の推進の文言については、指摘を踏まえ「市内高校等と連携し、」と文言を修正した。

このほか表記誤りなどは、指摘のとおり修正している。

《議決事項についての質疑概要》

【委員1名より】

内容についてではなく、少し大きなくくりで質問したい。基本方針4は、ほとんど文化課の事業だが、中期推進計画なので、このまま残っているのだろうと思う。ただ、この会議に文化課の方が見えていないし、もし修正があったとすると、教育委員会の範囲を超えているというか、別の場所で協議されるということになるのではないか。この教育委員会の場で文化課の事業の協議ができるかどうか、市長部局に移ってしまっているから、内容を修正する場合には教育委員会の権限ってどこまであるかということ、その辺を説明いただきたい。

【教育総務課長】

指摘のとおり、文化業務については市長部局に移っている。ただ、この教育ビジョンの中期推進計画をつくったときには、もちろん文化の部分もこちらに入っていて、ビジョンについては、文化も含めて大きなくくりの中では教育ということで、このまま掲載をさせていただくような形になっている。ビジョンの中では、確かに都度文化課に内容は見ていただいて、内容の修正についてもお願いはしており、その内容で今回も出しているような形を取っている。

実際は、市長部局で総合計画にのっとして実施計画とかの内容というところは、その中で修正なり審議なりされていくものと思っている。そちらの修正とか事業の方向性とか変わった場合には、それを受けてこちらに載せるような形にはなっている。なので、意見等が必ずしも反映するかどうか

かというのは約束できないが、ぜひ教育委員の知見をもって意見いただいて、それについては伝えていこうと思っている。

【委員1名より】

基本方針3までは教育委員会で変更したものがそのまま行く。4については方向があるだけで、こちらでは決定できない。市長部局での議論がそのままこちらに報告されて、それが反映している。すると、教育委員会の意思は通るのか。意見は言えるが、最終決定はできるかというところではないかと思う。

【教育総務課長】

指摘いただいた部分については、市長部局としても、改善するような努力はしていかなければならないと思っている。その結果をもって、こちらに掲載しているが、進捗については確かに市長部局からいただいた結果を載せるような形ではあるが、例えば前回の協議のときには文化課長も出席をしており、大きくすれば市の事業の一環ではあるので、意見として頂戴できれば、それを反映するような形もできるのではないかと考えている。議決いただくに当たっては、市の方針を反映したような形で、こちらに掲載をするので、確かにおっしゃるとおり基本方針3までのような指摘をいただいた上での変更等は難しいところはあるが、大きな枠の中で決定させていただければと思っている。

【委員1名より】

市全体で見れば、課の違いだけの話だが、ただやっぱりプロセスが違うみたいで、基本方針4だと教育委員会は諮問機関みたいな形になってしまう。

やっぱり本来はきちっとここで決めて、それを反映できるようにしたほうがいいはずなのに、こういう形にしてあるので、整合性取れないかなと思うが、このまま行って、中期ビジョンが終わった時点でまた話が変わってくるということか。

【教育総務課長】

そうである。

【委員1名より】

今委員がおっしゃったことで、最終的に基本方針4の中で意見を言ったとしても、改善につながるの図書館と美術館関係の事業という解釈でいいか。

【教育総務課長】

図書館の関係は教育委員会、美術館は魅力推進部に入る。

【委員1名より】

今委員もおっしゃったとおりで、何かすっきりしないというか、整合性を図る上でどうなのかなと、審議した意見が反映していないというのは、あまりいいことではないかなと、その辺のつながりをしっかりしてもらったほうがいいと思うので、よろしくお願いします。

先ほどの説明の中で、横長の表の上から2番目、1部会理科研究部を印旛地区教育研究会第1部会とあったが、理科が抜けていると思う。

【教育総務課長】

修正しておく。

《議決結果》

可決

議案第2号 令和7年度佐倉市教育施策について

教育総務課長より上程議案の説明

内容：本議案は、前回2月の教育委員会会議において協議をいただいたものである。協議の際に頂戴した意見を踏まえて、本文の修正、補助教員の職務内容に関する資料の作成をした。

初めに、資料1、学校等へ配置する補助教員等の職務内容。補助教員の職務内容について、その名称から職務内容を読み取ることが難しい職種があるため、いただいた意見を踏まえて、それぞれの主な職務内容を記載した一覧表を作成した。参考資料として御覧いただければと思う。

続いて、資料2、A3サイズの資料。令和7年度佐倉市教育施策2月協議時点からの修正点について、令和7年度佐倉市教育施策の本文を御覧いただきたい。それぞれの資料には修正箇所にアンダーラインを引いてある。こちらについては、協議の際に頂戴した意見を基に3か所の修正をした。

資料の3、本文の2ページ。資料2の一番上。令和6年度施策の主な成果の(13)、特別支援教育に関する施策の成果について、訪問看護ステーションとの連携について追加をしている。

続いて、本文の3ページ。(22)、市民カレッジに関する施策の成果について、市民カレッジの開設趣旨である共に学び行動する仲間づくりの支援についての記載を追加している。

最後に、6ページ。令和7年度施策の重点項目(5)、安心して学校に通える環境を提供しますの①、いじめ防止に関する記載について、後半部分の記載をより具体的な内容を読み取ることができる表現に修正をしている。

《議決事項についての質疑概要》

【委員1名より】

資料1をつけていただいて、内容がよく分かった。それぞれ10職種というか10項目あり、具体的に資格がはっきりしているのは3番の司書と、5番の看護師だが、ほかの例えば2番、学校支援補助教員なので先生の免許も要るだろうが、そのほかは資格を特に問わないか。何か免許が必要かどうか、教えていただきたい。

【指導課長】

英語指導助手ALTについては特に資格が必要とか、そういったものはない。9番のスクールカウンセラーについては県職になるので市の採用ではないが、心理士の免許が必要だと把握している。

【学務課長】

2番の学校支援補助教員は授業の補助、実際に個別指導等を行うため、教員免許のみ必要になる。

【教育センター所長】

3番と5番の司書と看護師は、資格が必要だが、4番の特別支援教育支援員、6番の学校支援コーディネーター、7番の学校教育相談員、8番の心の教育相談員、10番の多様な学びの相談員は、それぞれ教員免許等を持っていることが望ましいという形で周知はしているが、場合によっては経験があればそれに準ずるという形で認めているケースもある。

【委員1名より】

新しい多様な学びの相談員については、国の補助事業だとか、そんな関係の予算も入るか。

【教育センター所長】

文部科学省の不登校対策のCOCOLOプラン、そこに関する予算措置というか補助について可能となっている。それを活用する予定である。

【委員1名より】

国の補助の関係で使うとなれば、例えば多様な学びの相談員という名称を使うようになっているのか。

【教育センター所長】

名称については、特に国から指定はない。

【委員1名より】

今すぐ変更するという話ではなく、相談員というのが結構多い。それも職務内容からいうと、相談事業なのか、それとも支援が主なのか、学校教育相談とどう違うのという話にもなりかねない部分があるので、多様な学びの相談員は今の意図からいえば学校に行くわけで。ルームさくらだとか、そういうところの配置ではなくて、学校を訪問する予定でいると思うが、相談事業がメインなのか支援事業であるのか、それによって名称も変わる気がするので、新しくつくった事業についてはどういう職務で、どんなふうに教育委員会として、市としてやっていくのかという部分をしっかり押さえていただきたい。

【委員1名より】

資料1の取扱いについては、公開されるのかとか、この内容が一般市民も見ることができる内容なのかというのを教えていただきたい。

【教育総務課長】

前回会議のとき、内部資料として作成いただければという話があったと承知しているので、施策に掲載する予定はない。

【委員1名より】

今後、すぐにではなくてもいいが、本当に分かりやすくまとめていただいたので、施策の資料の中で文言の説明などでつけていただくことも検討していただけたらと思う。

《議決結果》

可決

議案第3号 佐倉市教育委員会課内室設置規則の制定について
教育総務課長より上程議案の説明

内容：本議案については、前回２月の教育委員会会議において協議をいただいた、令和７年４月より教育総務課内に教育施策推進室を設置し、教育施策の実施における執行体制の充実を図ろうとするものである。前回協議をいただいた以降の修正はない。

資料については、１ページから２ページが制定文、３ページが新旧対照表、４ページ以降は現行の規則を添付している。

今後の予定については、本日議決をいただけるようであれば、令和７年４月１日より施行する予定である。

《議決事項についての質疑概要》

【委員１名より】

質問というよりも、お願いがある。前回会議の協議事項のときに、説明文がついていた。今回いきなり規則が１ページ目に来ていて、審議をする上では、こういうのをつけておいたほうが、より分かりやすいのでありがたい。次の４号議案も５号議案も全部この形式で来ているので、もし手間でなければ、そちらのほうが会議の資料としてはいいと思うので、よろしくお願いしたい。いきなり規則を出されても、分からないわけではないが、やっぱり会議の資料としてはもう少し丁寧なほうがいいと思う。

【教育総務課長】

ご意見として頂戴する。

【委員１名より】

室長のポジションは、課長の下に入るのか。

【教育総務課長】

室長は、課長の下になり、課長級が６級というところで、室長は５級職以上が当たるという形になる。

【委員１名より】

指揮命令系統は課長の下で、課長が指揮をするということでもいいか。

【教育総務課長】

おっしゃるとおりである。

《議決結果》

可決

議案第４号 佐倉市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

学務課長より上程議案の説明

内容：本議題については、前回２月の教育委員会会議において協議をいただいた。令和７年４月より、佐倉市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正するものである。前回協議をいただいた以降の修正はない。

資料については、１ページから５ページが改め文、６ページから１０ページが新旧対照表、１１ページ以降は現行の規則を添付している。また、別紙にて意見公募により寄せられた意見と市の考え方についてまとめた。

今後の予定については、本日議決をいただけたら、令和７年４月１日より

施行する予定となっている。

《議決事項についての質疑概要》

【委員 1 名より】

新旧対照表 6 ページ、改正前のところでは校長は教育上必要があるとき又はやむを得ない特別の事由があるときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けて、休業日に授業を行うことができる。その休業日というのは、その前の規定の略になっている部分に、学年始め休業と夏季休業長期休業、学年末休業、その後に県民の日の規定と、臨時の休業日という 6 つの規定があったと思うが、要するにその休業日は、前は教育委員会の承認を受ければ、そこで授業できるという解釈だった。

今回これを変えることにおいて、休業日の変更申請を教育委員会に提出し、あらかじめその承認を受けたときは、前項各号に規定する休業日を変更することができるようになっていて、1 番、2 番、3 番、4 番、その学年始め休業から学年末休業までの 4 つについては問題ないと思うが、県の条例で決まっている県民の日が承認、要するに校長が申し入れて教育委員会があらかじめ承認した場合は休業日としないという解釈でいいか。

【学務課長】

休業日としないということではなく、休業日は県の条例どおりで、休業日を学校行事等の関係で変更するということを、市教委に申請があった場合には認めるという解釈になる。

【委員 1 名より】

ここでは休業日を変更すると書いてある。それが例えば県民の日、県の条例で 6 月 15 日、その休業日をそのまま休業日ではなしにすると捉えられないのかという、解釈の問題である。

【学務課長】

法規関係の行政管理課にも確認をして、法規上特に問題ないということで、このような形で提案をしている。

【委員 1 名より】

県内の教育委員会の管理規則を幾つか調べてみて、県民の日の条例を優先という解釈の中で、この規定を使うときは 1 番から 4 番までは対応しますと、県民の日と臨時休業日は除きますと書いている市町村もあるし、これと同じような市町村もあるので、それがどうなのかなという疑問を感じたが、法令審査で問題がないということであれば、大きな支障はないと思うので、分かった。前は簡単に言えば校長が休業日に授業を行うことができるという規定だったのが、今度は休業日を変更するという話になり、きちっとした解釈をしておかないと後々問題になると思ったので聞いた。

《議決結果》

可決

議案第 5 号 佐倉市立図書館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

佐倉図書館長より上程議案の説明

内容：今回の改正案は、主に貸出期間の算定方法をより分かりやすく変更しようとするほか、団体貸出しの様式を現状に合わせ変更しようとするものである。前回の教育委員会議で協議いただいた後、2月20日から3月6日までパブリックコメントを行い、意見はなかった。

なお、前回の教育委員会議で協議いただいた以降の変更が1点ある。第9条第3項の主語の規定が、教育委員会であるところ、貸出しを受けたとなっていた文言があった。貸出しを受けたとした場合、当該動作の主語が貸出し事業者となるため、当該文言を教育委員会が動作の主語となるよう貸し出したに修正するものである。

資料の1ページから4ページまでは改め文、5ページから8ページまでは新旧対照表、9ページ以降は現行の規則を添付している。

今後の予定については、本日議決いただけたら、令和7年4月1日から施行する予定である。

《議決事項についての質疑概要》

質疑なし

《議決結果》

可決

4 追加議決事項及び追加報告

教育長より議決事項1件、報告事項1件の上程

(これより非公開審議とする)

[議案第6号 佐倉市教育委員会事務局職員等の人事異動について]

《議決結果》

可決

[令和6年度末県費負担教職員管理職等の人事異動内示について] (学務課長)

まず1枚目の県費負担教職員割愛者の名簿について、大きな変更点として学務課の指導主事が1名追加となっている。このプラスになった1名は、主に教育DXを担当して、学校等を回りタブレットの推進、学校のDX推進のために教育委員会と現場をつなぐというような業務をやることになっている。

続いて、2枚目、3枚目、管理職の異動になる。本年度新しく昇任になる管理職は、校長が6名、副校長・教頭が9名の合計15名。本年度は6名の退職者があったので、その関係で教頭の新しい昇任が増えているが、次年度は校長が10名退職という状況で、年々校長の退職者が多い時代が続くものと考えられる。そうすると、計画的に管理職を育成していかなければならないという状況がも

う既に始まっていると判断している。1枚目が小学校、2枚目が中学校となっている。

(ここで非公開審議を終わる)

5 教育長閉会宣言